

本件商品は、お客様が次の使用許諾契約書に基づいて使用される場合にのみご提供させていただきます。使用許諾の確認画面内の「同意する」ボタンをクリックされた時点で、本使用許諾契約書の内容で契約が成立したものとします。

日本列島高精衛衛星地図「だいちマップ」 使用許諾契約書（マルチライセンス）

お客様は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」）より、以下の条件で、日本国内において本件商品を非独占的に使用する権利を取得します。

第1条（定義）

本契約において、次の各号の用語は、当該各号のとおり定義されます。

1）本件商品

NTT データが、本契約に基づき納品媒体に収録しお客様に提供する画像データ、及び当該納品媒体とともに提供される関連資料をいいます。

第2条（使用許諾）

1 お客様は、本件商品の以下に規定されたライセンスを取得するものとします。

1）マルチライセンス

お客様が本件商品を注文された際に特定された2組織から5組織までの複数組織内でのみ使用することができます。（1組織とは、同一所在地内の1部門（行政機関や民間企業の場合「課」に相当）を指します。）

2 NTT データはお客様に対し、次の各号に規定する内容について、非独占的な許諾を行います。

1）画像データを、お客様が本件商品を注文された際に特定された2組織から5組織までの複数組織内でのみ使用すること。

2）画像データを使用する目的において、前号に掲げる組織が所有するコンピュータにて用いられる記録媒体に複製すること。なお、複製された画像データも本件商品における画像データとして本契約が適用されるものとします。

3）画像データに対し改変、修正等行うこと。なお、改変、修正等がなされた画像データも本件商品における画像データとして本契約が適用されるものとします。

4）本条第2項第1号及び第3号の行為をお客様のコンサルタント・代理人・下請業者に委託すること。

3 お客様は、画像データを、非商用目的、パンフレット等の広報目的、お客様が作成する資料（提案書、設計書への記載、講演会資料等）への掲載の目的に限り、画像データを掲載した紙媒体による印刷物を作成し、配布することができます。

4 お客様が第1項に基づき本件商品を使用できる地域は、NTT データから書面による事前の承諾を得た場合を除き、日本国内に限られるものとします。

5 本件商品を第三者に有償で提供する等商用目的で使用する場合、及び画像データを用いた書籍の出版等については別途契約が必要となります。

第3条（使用制限）

お客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

1 本契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を使用又は利用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡すること。

2 有償又は無償を問わず、本契約で許諾されている範囲を超えて、本件商品を、第三者に譲渡、貸与、使用許諾その他の方法で第三者に使用させること、及び公衆送信（インターネットへの公開およびネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）すること。

3 本件商品に表示している著作権表示又はその他の警告等の表示を変更又は削除すること。

第4条（知的財産権の帰属）

本件商品にかかる著作権、営業秘密、特許権を含む一切の知的財産権は、本件商品の開発元である株式会社ジオサイエンス、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び財団法人リモート・センシング技術センターにそれぞれ帰属し、また本件商品に使用されたALOSデータの著作権は独立行政法人宇宙航空研究開発機構に帰属するものとし、お客様には、第2条を除く何らの権利も許諾されないものとします。

第5条（著作権表示）

お客様は、画像データが含まれるいかなる媒体に対しても、次の著作権表示を行うものとします。なお、表示場所は、画像内部または画像データの下に行うものとし、画像データの下に表示する際は画像データと著作権表示の間に文字、図表、画像等を表示してはならないものとします。

第6条（検査）

- 1 NTT データは、お客様が本契約に違反して本件商品を使用している恐れがあると判断した場合、本件商品の使用状況を、お客様の施設において、NTT データの負担により調査することができるものとします。
- 2 前項の調査により、お客様が本契約に違反して不正に本件商品を使用していたことが判明した場合、NTT データは、お客様に対し、当該調査に要した一切の費用及び当該不正使用によって NTT データが被った損害の一切を請求することができるものとします。

第7条（機密保持）

お客様は、本契約の有効期間中及び終了後においても、本件商品に関する情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、第三者に漏洩してはならないものとします。

第8条（追加ライセンス）

お客様は、本件商品に追加ライセンスを希望する場合、NTT データ所定の手続きによりこれを注文するものとします。

第9条（保証）

1 NTT データは、本件商品がお客様の注文内容と異なる場合又は当社所定の出荷基準を満たさない場合で、本件商品の購入日から30日以内にその旨の通知を受けたときは、本件商品の返却と引き換えに本件商品の代金を返還するものとします。

2 NTT データは、本件商品の媒体に物理的な瑕疵があると認められた場合、本件商品の購入日から90日以内に限り、無償にて本件商品の交換を行うものとします。

3 前2項の対応は、全て本件商品をお客様に直接販売した者（販売店又はNTT データ）を通じて行われるものとします。

4 NTT データが本件商品について負担する責任は、前3項の範囲に限られるものとし、その他本件商品を使用することによりお客様及び第三者が被る損害等（逸失利益、データの損失等を含みます。）について一切責任を負わないものとします。また NTT データは、本件商品がお客様の意図した用途に合致すること及びお客様のシステム上で動作することについて、一切保証しないものとします。

第10条（契約終了時の義務）

1 お客様は、本件商品及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本件商品の使用許諾に係る対価の返還を、NTT データに求めることはできません。

2 NTT データは、お客様が本契約に違反した場合、本契約を終了させることができるものとします。お客様は、本契約が終了した場合、本件商品の使用を直ちに中止し、お客様のご負担により本件商品を NTT データに返却するか又は廃棄するものとします。

3 お客様は、理由の如何を問わず、本件商品の使用終了について NTT データに対し補償金その他のいかなる名目での支払いも請求することはできません。

第11条（輸出管理）

お客様は、本件商品及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1 本契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。

2 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項、その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、両者協議のうえ円満に解決を図るものとします。

平成20年7月14日 制定